

令和5年1月26日

令和4年度第10回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第10回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育文化センター条例の一部改正について
- 第2号 令和5年度市立小中学校の授業日数について
- 第3号 松本市奈川文化センター夢の森条例の一部改正について
- 第4号 松本市立博物館条例の一部改正について
- 第5号 松本市学校給食費の改定について

[その他]

議案第 1 号

松本市教育文化センター条例の一部改正について

1 趣旨

博物館法の一部を改正する法律（令和4年4月15日公布）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正内容

松本市教育文化センター条例第1条から「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条」を削除する。

3 新旧対照表（一部抜粋）

別添のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

5 今後について

市議会2月定例会に議案として提出します。

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980

松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)新旧対照表(一部抜粋)

現行	改正後(案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の教育文化の振興と福祉の増進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、松本市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)の設置及び管理等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の教育文化の振興と福祉の増進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、松本市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)の設置及び管理等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

【参考】

- ・ 博物館法(旧法)第18条
公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。
- ・ 地方自治法第244条の2
普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 2 号

令和5年度市立小中学校の授業日数について

1 趣旨

学校教育法施行令第29条及び学習指導要領における規定に基づき、令和5年度の市立小中学校の授業日数について、次のとおり設定するものです。

2 令和5年度市立小中学校の年間授業日数

「205±2日」とします。

3 年間授業日数設定に当たっての根拠及び留意点

- (1) 「学校教育法施行令」第29条の規定において、公立学校の学期及び休業日数は、教育委員会が定めることとされています。また「松本市立幼稚園、小・中学校管理規則」第3条の2では、政令第29条の規定による夏季、冬季及び学年末等における休業日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、校長が定めることとされています。
- (2) 学校長は、学習指導要領における教育課程の履修時間に加え、クラブ活動(小学校)、児童会・生徒会活動、入学式・卒業式、遠足、集団宿泊活動、運動会、文化祭、ボランティア活動等、教育課程以外に必要な日数又は時数を加味して休業日を決定します。
- (3) 「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」においては、各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が、児童の負担過重にならないようにすることとされています。
- (4) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、年間の授業時数が標準授業時数を下回らないよう配慮しています。
- (5) 令和4年度長野県の授業日数は207日以下の小学校が99.1%(205日以下は79.9%)、中学校が97.8%(205日以下は77.8%)です。

年間授業日数

(校)

日数	204日以下	205日	206日	207日	208日	209日	210日	211日	212日	213日	214日以上	合計
小学校	178	105	53	15	1	1	1	0	0	0	0	354
構成比(%)	50.2%	29.7%	15.0%	4.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
中学校	104	40	24	13	2	2	0	0	0	0	0	185
構成比(%)	56.2%	21.6%	13.0%	7.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(令和4年度長野県学校経営概要のまとめより)

- (6) 令和4年度市立小学校、中学校の授業日数及び長野市、上田市、飯田市は別紙1のとおりです。
- (7) 学習指導要領に示されている授業時数は別紙2、令和4年度の鎌田中学校の授業時数と授業日数の関係は別紙3のとおりです。

4 今後の予定

設定した年間授業日数に基づき、各校が教育課程・年間指導計画を編成し、教育委員会に提出することとします。

5 その他

令和5年度入学式は4月6日(木)、小学校卒業式は3月14日(木)、中学校卒業式は3月15日(金)に、小中併設校卒業式はどちらかで行います。

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397

令和4年度各校の授業日数

別紙1

小	学校番号	学校名	授業日数
1	1	開智小	204
1	2	源池小	204
1	3	筑摩小	205
1	4	旭町小	205
1	5	田川小	204
1	6	鎌田小	204
1	7	清水小	203
1	8	島内小	204
1	9	中山小	204
1	10	島立小	205
1	11	芝沢小	204
1	12	菅野小	204
1	13	芳川小	204
1	14	寿小	204
1	15	岡田小	204
1	16	山辺小	204
1	17	今井小	204
1	18	開明小	205
1	19	明善小	204
1	20	本郷小	204
1	21	二子小	204
1	22	並柳小	204
1	23	四賀小	205
1	24	安曇小	207
1	25	大野川小	203
1	26	奈川小	202
1	27	梓川小	204
1	28	波田小	203
		平均	204.1

中	学校番号	学校名	授業日数
2	1	清水中	204
2	2	鎌田中	204
2	3	丸ノ内中	205
2	4	旭町中	203
2	5	松島中	204
2	6	高綱中	207
2	7	菅野中	203
2	8	筑摩野中	205
2	9	山辺中	204
2	10	開成中	205
2	11	女鳥羽中	206
2	12	明善中	204
2	13	信明中	204
2	14	会田中	204
2	15	安曇中	207
2	16	大野川中	203
2	17	奈川中	205
2	18	梓川中	203
2	19	波田中	205
3	20	鉢盛中	205
		平均	204.5

市名	授業日数
長野市	205±1
上田市	206~210
飯田市	204~206

別表第四（第七十六条，第七十七条，第一百七十七条関係）

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	
各教科の授業時数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術・家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数	35	35	35	
総合的な学習の時間の授業時数	50	70	70	
特別活動の授業時数	35	35	35	
総 授 業 時 数	1015	1015	1015	

備考

- 一、この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり三十五を限度とする。

令和4年度 年間授業計画(案) [1学年]

令和4年度 年間授業計画(案) [1学年]

		《第Ⅰ期》																														
		月						火						水						木						金						
月	週日	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	
4月	1 4~	4						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	2 11~	11	学	学	学	学	才	12	身	身	学	学	学	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	
	3 18~	18	○	○	○	○	○	19	○	○	○	○	○	20	○	○	○	○	○	21	○	○	○	○	○	22	○	○	○	○	○	
	4 25~	25	○	○	○	○	○	26	○	○	○	○	○	27	○	○	○	○	○	28	○	○	○	○	○	29	○	○	○	○	○	
	5 2~	2	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	6	○	○	○	○	○	
5月	6 9~	9	○	○	○	○	○	10	○	○	○	○	○	11	○	○	○	○	○	12	○	○	○	○	○	13	○	○	○	○	○	
	7 16~	16	○	○	○	○	○	17	○	○	○	○	○	18	○	○	○	○	○	19	○	○	○	○	○	20	○	○	○	○	○	
	8 23~	23	○	○	○	○	○	24	○	○	○	○	○	25	○	○	○	○	○	26	○	○	○	○	○	27	○	○	○	○	○	
	9 30~	30	○	○	○	○	○	31	○	○	○	○	○																			
	小計		5	5	5	4	5	6	6	6	5	4	5	5	6	6	5	5	5	6	6	6	5	6		6	6	7	7	6		
7月	16 18~	18	○	○	○	○	○	19	○	○	○	○	○	20	○	○	○	○	○	21	○	○	○	○	○	22	○	○	○	○	○	
	17 25~	25	○	○	○	○	○	26	○	○	○	○	○	27	○	○	○	○	○	28	○	○	○	○	○	29	○	○	○	○	○	
8月	18 15~	15	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	17	○	○	○	○	○	18	○	○	○	○	○	19	○	○	○	○	○	
	19 22~	22	○	○	○	○	○	23	○	○	○	○	○	24	○	○	○	○	○	25	○	○	○	○	○	26	○	○	○	○	○	
	20 29~	29	○	○	○	○	○	30	○	○	○	○	○	31	○	○	○	○	○													
9月	21 5~	5	○	○	○	○	○	6	○	○	○	○	○	7	○	○	○	○	○	8	○	○	○	○	○	9	○	○	○	○	○	
	小計		4	4	4	4	3	3	3	3	3	4	4	4	3	2	4	4	4	3	3	3	3	4		3	4	3	4	4		
10月	28 24~	24	○	○	○	○	○	25	○	○	○	○	○	26	○	○	○	○	○	27	○	○	○	○	○	28	○	○	○	○	○	
11月	29 21~	21	○	○	○	○	○	22	○	○	○	○	○	23	○	○	○	○	○	24	○	○	○	○	○	25	○	○	○	○	○	
	30 7~	7	○	○	○	○	○	8	○	○	○	○	○	9	○	○	○	○	○	10	○	○	○	○	○	11	○	○	○	○	○	
	31 14~	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	17	○	○	○	○	○	18	○	○	○	○	○	
	小計		4	3	4	4	3	3	5	6	6	6	4		5	5	5	4	4	0	4	4	4	4	3	0	5	5	4	5	0	
1月	40 23~	23	○	○	○	○	○	24	○	○	○	○	○	25	○	○	○	○	○	26	○	○	○	○	○	27	○	○	○	○	○	
2月	41 30~	30	○	○	○	○	○	31	○	○	○	○	○																			
	42 6~	6	○	○	○	○	○	7	○	○	○	○	○	8	○	○	○	○	○	9	○	○	○	○	○	10	○	○	○	○	○	
	43 13~	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	17	○	○	○	○	○	
	44 20~	20	○	○	○	○	○	21	○	○	○	○	○	22	○	○	○	○	○	23	○	○	○	○	○	24	○	○	○	○	○	
	小計		5	6	5	6	7	7	6	6	5	5	6		7	6	7	7	7		6	5	6	6	6		6	5	6	6	6	
3月	45 27~	27	○	○	○	○	○	28	○	○	○	○	○	29	○	○	○	○	○	30	○	○	○	○	○	31	○	○	○	○	○	
	46 6~	6	○	○	○	○	○	7	○	○	○	○	○	8	○	○	○	○	○	9	○	○	○	○	○	10	○	○	○	○	○	
	47 13~	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	17	○	○	○	○	○	
	小計		5	6	5	6	7	7	6	6	5	5	6		7	6	7	7	7		6	5	6	6	6		6	5	6	6	6	
教 計			10	10	10	11	11	12	11	12	11	11	11	10	12	11	12	12	11	10	10	10	10	9		11	10	11	10	11		
学 計			1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	7	1	1	1	1	2	27
総 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	20
予 計			1	1	1	1	0	0	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	2	1	0	0	0	24
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		《第Ⅱ期》																														
		月						火						水						木						金						
月	週日	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	
10月	6~	6	○	○	○	○	○	7	○	○	○	○	○	8	○	○	○	○	○	9	○	○	○	○	○	10	○	○	○	○	○	
	11 13~	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	17	○	○	○	○	○	
	12 20~	20	○	○	○	○	○	21	○	○	○	○	○	22	○	○	○	○	○	23	○	○	○	○	○	24	○	○	○	○	○	
	13 27~	27	○	○	○	○	○	28	○	○	○	○	○	29	○	○	○	○	○	30	○	○	○	○	○							
11月	4~	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	6	○	○	○	○	○	7	○	○	○	○	○	8	○	○	○	○	○	
	15 11~	11	○	○	○	○	○	12	○	○	○	○	○	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	
	小計		6	6	6	6	6	6	5	5	6	5	6	0	6	5	6	6	5	0	6	6	6	6	6	0	6	6	6	6	6	0
12月	22 12~	12	○	○	○	○	○	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	
	23 19~	19	○	○	○	○	○	20	○	○	○	○	○	21	○	○	○	○	○	22	○	○	○	○	○	23	○	○	○	○	○	
1月	24 26~	26	○	○	○	○	○	27	○	○	○	○	○	28	○	○	○	○	○	29	○	○	○	○	○	30	○	○	○	○	○	
	小計		8	8	8	8	8	8	7	7	8	7	8		8	7	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	7	7	7	
2月	25 3~	3	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	6	○	○	○	○	○	7	○	○	○	○	○	
	26 10~	10	○	○	○	○	○	11	○	○	○	○	○	12	○	○	○	○	○	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	
	27 17~	17	○	○	○	○	○	18	○	○	○	○	○	19	○	○	○	○	○	20	○	○	○	○	○	21	○	○	○	○	○	
	小計		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	4	4	5	5	5	0	5	5	5	5	5	0	4	4	4	4	3	0
3月	34 6~	6	○	○	○	○	○	7	○	○	○	○	○	8	○	○	○	○	○	9	○	○	○	○	○	10	○	○	○	○	○	
	35 13~	13	○	○	○	○	○	14	○	○	○	○	○	15	○	○	○	○	○	16	○	○	○	○	○	17	○	○	○	○	○	
	36 20~	20	○	○	○	○	○	21	○	○	○	○	○	22	○	○	○	○	○	23	○	○	○	○	○	24	○	○	○	○	○	
	小計																															

令和4年度

年間授業計画(案)

[2学年]

		《第Ⅰ期》																																				
		月						火						水						木						金												
月	週	日	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI						
4月	1	4~	4						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
5月	6	9~	9						10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
6月	9	30~	30						31																													
7月	16	16~	16						17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31															
8月	23	23~	23						24	25	26	27	28	29	30	31																						
9月	21	5~	5						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
10月	28	24~	24						25	26	27	28	29	30	31																							
11月	29	21~	21						22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																				
12月	40	23~	23						24	25	26	27	28	29	30	31																						
1月	41	30~	30						31																													
2月	42	6~	6						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
3月	45	27~	27						28	29	30	31																										
4月	46	6~	6						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
5月	47	13~	13						14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
6月	48	20~	20						21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																			
7月	49	27~	27						28	29	30	31																										
8月	50	4~	4						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
9月	51	11~	11						12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
10月	52	18~	18						19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																	
11月	53	25~	25						26	27	28	29	30	31																								
12月	54	1~	1						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
1月	55	8~	8						9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
2月	56	15~	15						16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
3月	57	22~	22						23	24	25	26	27	28	29	30	31																					
4月	58	1~	1						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
5月	59	8~	8						9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
6月	60	15~	15						16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
7月	61	22~	22						23	24	25	26	27	28	29	30	31																					
8月	62	29~	29						30	31																												
9月	63	5~	5						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
10月	64	12~	12						13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
11月	65	19~	19						20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																		
12月	66	26~	26						27	28	29	30	31																									
1月	67	2~	2						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
2月	68	9~	9						10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
3月	69	16~	16						17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31															
4月	70	23~	23						24	25	26	27	28	29	30	31																						
5月	71	30~	30						31																													
6月	72	6~	6						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
7月	73	13~	13						14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
8月	74	20~	20						21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																			
9月	75	27~	27						28	29	30	31																										
10月	76	3~	3						4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
11月	77	10~	10						11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
12月	78	17~	17						18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																
1月	79	24~	24						25	26	27	28	29	30	31																							
2月	80	1~	1						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
3月	81	8~	8						9	10	11	12																										

令和4年度

年間授業計画(案)

[3学年]

		《第Ⅰ期》																																
		月				火				水				木				金																
月	週日	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI			
4月	1 4~	4						5	学	学	学	学	学	6	式	式	学			7	学	学	才	学	生	8	テ	テ	テ	テ	テ			
	2 11~	11	身	身	学	学	才	12	学	学	学	学	学	13	〇	〇	〇	〇	〇	14	〇	〇	〇	〇	〇	15	〇	〇	〇	〇	〇			
	3 18~	18	〇	〇	〇	〇	〇	19	学	学	学	学	学	20	〇	〇	〇	〇	〇	21	〇	〇	〇	〇	〇	22	〇	〇	〇	〇	〇			
	4 25~	25	学	学	学	学	才	26	〇	〇	〇	〇	〇	27	〇	〇	〇	〇	〇	28	〇	〇	〇	〇	〇	29	〇	〇	〇	〇	〇			
	5 2~	2	〇	〇	〇	〇	〇	3	〇	〇	〇	〇	〇	4	〇	〇	〇	〇	〇	5	〇	〇	〇	〇	〇	6	〇	〇	〇	〇	〇			
	6 9~	9	〇	〇	〇	〇	〇	10	〇	〇	〇	〇	〇	11	〇	〇	〇	〇	〇	12	〇	〇	〇	〇	〇	13	〇	〇	〇	〇	〇			
	7 16~	16	〇	〇	〇	〇	〇	17	〇	〇	〇	〇	〇	18	〇	〇	〇	〇	〇	19	〇	〇	〇	〇	〇	20	〇	〇	〇	〇	〇			
	8 23~	23	〇	〇	〇	〇	〇	24	〇	〇	〇	〇	〇	25	〇	〇	〇	〇	〇	26	〇	〇	〇	〇	〇	27	〇	〇	〇	〇	〇			
	9 30~	30	〇	〇	〇	〇	〇	31	テ	テ	テ	テ	テ																					
	小計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
7月	16 19~	19	〇	〇	〇	〇	〇	20	〇	〇	〇	〇	〇	21	〇	〇	〇	〇	〇	22	〇	〇	〇	〇	〇	23	〇	〇	〇	〇	〇			
	17 26~	26	〇	〇	〇	〇	〇	27	〇	〇	〇	〇	〇	28	〇	〇	〇	〇	〇	29	〇	〇	〇	〇	〇	30	〇	〇	〇	〇	〇			
	18	15	〇	〇	〇	〇	〇	16	〇	〇	〇	〇	〇	17	〇	〇	〇	〇	〇	18	〇	〇	〇	〇	〇	19	〇	〇	〇	〇	〇			
	19 22~	22	〇	〇	〇	〇	〇	23	〇	〇	〇	〇	〇	24	〇	〇	〇	〇	〇	25	〇	〇	〇	〇	〇	26	〇	〇	〇	〇	〇			
	20 29~	29	〇	〇	〇	〇	〇	30	〇	〇	〇	〇	〇	31	〇	〇	〇	〇	〇															
	8月 21 5~	5	〇	〇	〇	〇	〇	6	〇	〇	〇	〇	〇	7	〇	〇	〇	〇	〇	8	〇	〇	〇	〇	〇	9	〇	〇	〇	〇	〇			
	小計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	累計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
10月	28 24~	24	〇	〇	〇	〇	〇	25	〇	〇	〇	〇	〇	26	〇	〇	〇	〇	〇	27	〇	〇	〇	〇	〇	28	〇	〇	〇	〇	〇			
	29 31~	31	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇					
	30 7~	7	3年休業日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇					
	31 14~	14	〇	〇	〇	〇	〇	15	テ	テ	テ	テ	テ	16	テ	テ	テ	テ	テ	17	テ	テ	テ	テ	テ	18	〇	〇	〇	〇	〇			
	32 21~	21	〇	〇	〇	〇	〇	22	水	水	水	水	水	23	〇	〇	〇	〇	〇	24	〇	〇	〇	〇	〇	25	〇	〇	〇	〇	〇			
	33 28~	28	〇	〇	〇	〇	〇	29	〇	〇	〇	〇	〇	30	〇	〇	〇	〇	〇	31	〇	〇	〇	〇	〇									
	小計	4	4	5	5	4	4	4	4	5	5	4	4	4	3	4	3	0	4	4	4	4	2	0	5	4	4	3	4	0				
11月	40 23~	23	〇	〇	〇	〇	〇	24	〇	〇	〇	〇	〇	25	〇	〇	〇	〇	〇	26	〇	〇	〇	〇	〇	27	〇	〇	〇	〇	〇			
	2月 41 30~	30	〇	〇	〇	〇	〇	31	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	42 6~	6	〇	〇	〇	〇	〇	7	テ	テ	テ	テ	テ	8	〇	〇	〇	〇	〇	9	〇	〇	〇	〇	〇	10	〇	〇	〇	〇	〇			
	43 13~	13	〇	〇	〇	〇	〇	14	〇	〇	〇	〇	〇	15	〇	〇	〇	〇	〇	16	〇	〇	〇	〇	〇	17	〇	〇	〇	〇	〇			
	44 20~	20	〇	〇	〇	〇	〇	21	〇	〇	〇	〇	〇	22	〇	〇	〇	〇	〇	23	〇	〇	〇	〇	〇	24	〇	〇	〇	〇	〇			
	小計	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	5	5	5	5	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	累計	9	9	9	10	11	11	9	9	8	9	10	10	10	10	10	10	9	0	10	10	10	10	9	0	10	9	8	8	8	0			
教	計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15				
学	計	0	0	1	1	0	0	1	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	3			
総	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	10			
子	計	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	28			
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

文字…交通安全教室・道徳訓練・学校生活OY・講演会・検定 行…しらかば祭・校外行事・クラスマッチ・オペアス実 貸…全校・学年別応時時間(授業) 身…身体測定 566
 生学(生)…生徒委員会と町別生徒会・白学の特別 ★…保護者懇話会・生徒相談日 画…委員の会議関係 □…勤務の割振り 事…卒業事務 P…参観日 1019

令和4年度

年間授業計画(案)

[3学年]

		《第Ⅱ期》																													
		月				火				水				木				金													
月	週日	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI
6月	10 6~	6	〇	〇	〇	〇	〇	7	〇	〇	〇	〇	〇	8	〇	〇	〇	〇	〇	9	〇	〇	〇	〇	〇	10	〇	〇	〇	〇	〇
	11 13~	13	〇	〇	〇	〇	〇	14	〇	〇	〇	〇	〇	15	〇	〇	〇	〇	〇	16	〇	〇	〇	〇	〇	17	〇	〇	〇	〇	〇
	12 20~	20	〇	〇	〇	〇	〇	21	〇	〇	〇	〇	〇	22	〇	〇	〇	〇	〇	23	〇	〇	〇	〇	〇	24	〇	〇	〇	〇	〇
	13 27~	27	〇	〇	〇	〇	〇	28	〇	〇	〇	〇	〇	29	〇	〇	〇	〇	〇	30	〇	〇	〇	〇	〇						
7月	14 4~	4	〇	〇	〇	〇	〇	5	〇	〇	〇	〇	〇	6	〇	〇	〇	〇	〇	7	〇	〇	〇	〇	〇	8	テ	テ	テ	テ	テ
	15 11~	11	〇	〇	〇	〇	〇	12	〇	〇	〇	〇	〇	13	〇	〇	〇	〇	〇	14	〇	〇	〇	〇	〇	15	〇	〇	〇	〇	〇
	小計	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	6	5	6	6	5	0	6	6	6	6	6	0	6	6	6	6	6	0
9月	22 12~	12	〇	〇	〇	〇	〇	13	〇	〇	〇	〇	〇	14	〇	〇	〇	〇	〇	15	〇	〇	〇	〇	〇	16	〇	〇	〇	〇	〇
	23 19~	19	〇	〇	〇	〇	〇	20	〇	〇	〇	〇	〇	21	〇	〇	〇	〇	〇	22	〇	〇	〇	〇	〇	23	〇	〇	〇	〇	〇
	24 26~	26	〇	〇	〇	〇	〇	27	〇	〇	〇	〇	〇	28	〇	〇	〇	〇	〇	29	〇	〇	〇	〇	〇	30	〇	〇	〇	〇	〇
	小計	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
10月	25 3~	3	〇	〇	〇	〇	〇	4	〇	〇	〇	〇	〇	5	〇	〇	〇	〇	〇	6	〇	〇	〇	〇	〇	7	〇	〇	〇	〇	〇
	26 10~	10	〇	〇	〇	〇	〇	11	〇	〇	〇	〇	〇	12	〇	〇	〇	〇	〇	13	テ	テ	テ	テ	テ	14	〇				

2 授業時数 **基準「1015」**

(1) 1学年

	I期	II期	合計
教科	514	390	885
特別活動(学)	27	12	39+0.5*2=41
総合的な時間	20	31	51
テスト	24	0	24
合計	603	432	1037

※基準より+22

- ◆ I期…最大授業時数21 最小授業時数19 差2
- II期…最大授業時数15 最小授業時数15 差0
- *週1.3時間(45)の教科の最小時間数…43→音楽は音楽会で2時間を充てる
美術はテストで1時間
- *週2時間(70)の教科の最小時間数…68→技術・家庭はテストで2時間を充てる
- *週3時間(105)の教科の最小時間数…102→5教科はテストを3時間あてる。
保体はテスト1時間、体育祭2時間を充てる
- *週4時間(140)の教科の最小時間数…136→定期テストで4時間を充てる

★美術は最小時間数のコマ(I期月1~6,火1.6,水2,木1~5)に
同じクラスを入れない

(2) 2学年

	I期	II期	合計
教科	529	384	893
特別活動(学)	21	13	34+2
総合的な時間	38	34	72
テスト	29	0	29
合計	616	427	1045

※基準より+30

- ◆ I期…最大授業時数23 最小授業時数19 差4
- II期…最大授業時数15 最小授業時数14 差1
- *週1時間(35)の教科の最小時間数…34→音楽は音楽会で1時間を充てる
美術はテストで1時間を充てる
- *週2時間(70)の教科の最小時間数…68→技術・家庭はテストで2時間を充てる
- *週3時間(105)の教科の最小時間数…103→5教科はテストで2時間あてる。
保体はテストで1時間、体育祭で1時間を充てる
- *週4時間(140)の教科の最小時間数…137→定期テストで3時間を充てる

(3) 3学年

	I期	II期	合計
教科	495	375	851
特別活動(学)	23	13	36+2
総合的な時間	40	30	70
テスト	28	15	43
合計	585	433	1018

※基準より+3

- ◆ I期…最大授業時数20 最小授業時数19 差1
- II期…最大授業時数15 最小授業時数14 差1
- *週1時間(35)の教科の最小時間数…33→音楽は音楽会で2時間を充てる。
美術はテストで1時間、
技術・家庭はテストで1時間
- *週3時間(105)の教科の最小時間数…99→5教科はテストで6時間を充てる。
(101)→保体はテスト1時間、体育祭2時間、
入試後の特別授業の中で1時間
- *週4時間(140)の教科の最小時間数…133→5教科はテストで7時間を充てる。

★保体は月と水に2コマ必ず入れる
★美術、技・家は月か水に入れる

教育委員会資料
5. 1. 26
生涯学習課・中央公民館

議案第 3 号

松本市奈川文化センター夢の森条例の一部改正について

- 1 趣旨
更衣室廃止に伴い、松本市奈川文化センター夢の森条例の一部を改正することについて協議するものです。
- 2 改正内容
松本市奈川文化センター夢の森に設置してある更衣室は以前から利用実績がなく、今年度で廃止するため更衣室を削除するものです。
- 3 新旧対照表
別紙のとおり
- 4 施行期日
令和5年4月1日
- 5 今後の予定
市議会2月定例会に議案として提出します。

担当 生涯学習課・中央公民館 課長 石川 善啓 (直通32-1132)

松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)新旧対照表

現行				改正後(案)			
○松本市奈川文化センター夢の森条例 平成17年3月22日 条例第71号				○松本市奈川文化センター夢の森条例 平成17年3月22日 条例第71号			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
区分	9:00~17:00 (1時間につき)	17:00~21:00 (1時間につき)	全日	区分	9:00~17:00 (1時間につき)	17:00~21:00 (1時間につき)	全日
コンベンションホール	円 3,300	円 3,840	円 33,000	コンベンションホール	円 3,300	円 3,840	円 33,000
1階ホール	220	320	2,200	1階ホール	220	320	2,200
2階ホール	220	320	2,200	2階ホール	220	320	2,200
更衣室	320	440	3,300	更衣室	320	440	3,300
会議室	220	320	3,300	会議室	220	320	3,300
視聴覚室	540	760	7,700	視聴覚室	540	760	7,700
実習室	440	660	5,500	実習室	440	660	5,500
研修室	440	660	5,500	研修室	440	660	5,500
和室	440	660	5,500	和室	440	660	5,500
全館	5,500	7,700	55,000	全館	5,500	7,700	55,000
備考				備考			
1 冷房又は暖房を使用するときは、当該区分に定める額の100分の130に相当する額とする。この場合において、算出した額(施設を複数使用する場合は、当該使用料の合計額)に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				1 冷房又は暖房を使用するときは、当該区分に定める額の100分の130に相当する額とする。この場合において、算出した額(施設を複数使用する場合は、当該使用料の合計額)に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。			
2 コンベンションホール、実習室及び視聴覚室の使用料には、備品等の使用料を含むものとする。				2 コンベンションホール、実習室及び視聴覚室の使用料には、備品等の使用料を含むものとする。			
3 更衣室の使用料には、シャワーの使用料を含むものとする。				3 更衣室の使用料には、シャワーの使用料を含むものとする。			

議案第 4 号

松本市立博物館条例の一部改正について

1 趣旨

博物館法の一部を改正する法律（令和4年4月15日公布）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正の概要

(1) 条例第1条の条例制定根拠の削除

博物館法第18条が削除され、条例の設置根拠が博物館法からなくなったため削除するものです。

※参考

・ 博物館法（旧法）第18条

公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

・ 地方自治法第244条の2

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 条例第16条の博物館協議会設置根拠の条ずれを改正

博物館協議会の設置について規定した博物館法第22条が改正により25条に変更となったため、条ずれを改正するとともに、条例第1条で削除された法律番号を記載するものです。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

5 今後について

市議会2月定例会に議案として提出します。

担当 博物館

館長 木下 守

電話 32-0133

松本市立博物館条例(平成24年条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市立博物館条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月1日 条例第4号 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市域の自然環境や文化、産業等の遺産の保護活用を図り、地域の多様な魅力や情報を発信し、人々が集い、学び、出会い交流し、未来の創造に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号。第16条において「法」という。)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、松本市立博物館(以下「市立博物館」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第16条 法第22条の規定に基づき、市立博物館に松本市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>○松本市立博物館条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月1日 条例第4号 (略)</p> <p style="text-align: right;">令和5年 月 日条例第 号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市域の自然環境や文化、産業等の遺産の保護活用を図り、地域の多様な魅力や情報を発信し、人々が集い、学び、出会い交流し、未来の創造に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号。第16条において「法」という。)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、松本市立博物館(以下「市立博物館」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第16条 博物館法(昭和26年法律第285号。)第25条の規定に基づき、市立博物館に松本市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">附 則(令和5年 月 日条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

教育委員会資料
5・1・26
学校給食課

議案第 5 号

松本市学校給食費の改定について

1 趣旨

令和4年12月28日付け松本市教育員会諮問第1001号で松本市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という）に諮問し、1月25日に答申のあった学校給食費の改定について協議するものです。

2 経過

- 4. 12.28 教育委員会から運営委員会へ諮問
- 5. 1.24 運営委員会で答申について協議、決定
- 25 運営委員会から教育委員会へ答申

3 答申書

別紙のとおり

4 答申内容

- (1) 急激な物価高騰によるもので今回の値上げはやむを得ないものとする。
- (2) 安曇、大野川、奈川の小中学校についても、かねてから保護者の要望もあり、センターの給食費と統一されたい。
- (3) 1食あたりの金額（答申書のとおり）
- (4) 改定にあたっては、可能な限り保護者の負担が増えないようお願いしたい。
- (5) 一般財源で補填する場合は、教育費の減額につながらないようにお願いしたい。
- (6) 給食の質については、栄養価が下がらないようお願いしたい。

5 改定案

ア 令和5年度から学校給食費1食あたりの金額を別表のとおり値上げする。

イ 安曇、大野川、奈川小中学校の給食費をセンター給食費と統一する。

<別表>

		現 行	令和5年度から	備 考
センター	小学校	280円	290円	10円増
	中学校	330円	340円	10円増
安曇	小学校	310円	290円	20円減
	中学校	333円	340円	7円増
大野川	小学校	313円	290円	23円減
	中学校	341円	340円	1円減
奈川	小学校	305円	290円	15円減
	中学校	330円	340円	10円増

6 今後の対応

- (1) 保護者負担が増えないよう市長部局と協議します。
- (2) 適切な時期に保護者へ周知します。
- (3) 次期開催の庁議及び市議会経済文教委員協議会に報告します。

担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
(内線	2477)



松本市教育委員会 様

答申第1号
令和5年1月25日

松本市学校給食センター運営委員会

委員長 大和 正秀



松本市学校給食センター条例第5条第2項に基づく諮問について（答申）

令和4年12月28日付教育委員会諮問第1001号により諮問のありました、令和5年度からの松本市学校給食費について、下記のとおり答申します。

記

1 令和5年度からの松本市学校給食費について

- (1) 物価の急激な上昇により影響を受ける主食（精米、小麦）、牛乳、油類などの給食食材が高騰しており、今後さらなる物価上昇が予想される。また、献立の工夫や食材の仕入れに伴うコストダウン等の努力をしてきているが限界となっていることから、給食費の値上げはやむを得ないものとする。
- (2) 安曇、大野川、奈川小中学校については、かねてから保護者から要望もあることから、センターの給食費と統一することが望ましい。
- (3) 令和5年度からの学校給食費の1食あたりの金額を以下のとおりとされたい。

		現 行	令和5年度から	現行との差
センター	小学校	280円	290円	10円増
	中学校	330円	340円	10円増
安曇	小学校	310円	290円	20円減
	中学校	333円	340円	7円増
大野川	小学校	313円	290円	23円減
	中学校	341円	340円	1円減
奈川	小学校	305円	290円	15円減
	中学校	330円	340円	10円増

- (4) 給食費の改定にあたっては、可能な限り保護者の負担が増えないような配慮をお願いしたい。
- (5) 一般財源で補填する場合は、教育費の減額につながらないようにお願いしたい。
- (6) 給食の質については、栄養価が下がらないようお願いしたい。

2 松本市学校給食センター運営委員会名簿

区 分	氏 名	役 職 名
学 校 長	青山 康郎	山辺小学校長
学 校 長	栢木 藤雄	女鳥羽中学校長
学 校 長	大和 正秀	二子小学校長
P T A関係	加藤 慎介	松本市P T A連合会会長
P T A関係	柳沢 淳美	芝沢小学校P T A副会長
P T A関係	古沢 えり子	梓川小学校P T A会長
P T A関係	加戸 雄二郎	旭町小学校P T A会長
P T A関係	田村 暢啓	筑摩小学校P T A会長
P T A関係	小林 珠美	波田小学校P T A会長
P T A関係	成澤 淳一	清水小学校P T A会長
P T A関係	藤原 亨大	四賀小学校P T A会長
P T A関係	乾 芳武	高綱中学校P T A会長
P T A関係	保木 大典	本郷小学校P T A会長
松本市保健所	塚田 昌大	松本市保健所長
学 校 医	宮林 麻里	松本市医師会理事
学 校 医	須澤 弥生子	松本市歯科医師会理事
学校薬剤師	吉澤 貴代美	松本市薬剤師会常務理事
学識経験者	中嶋 恒子	前県学校栄養教諭